

## 新型コロナウイルス感染症

各支部事務所の感染予防対策と、感染者・濃厚接触者が発生した際の対応について

2020年4月20日版 熊建労本部

### 1 書記局の感染予防策の徹底

(1) 書記局員に、次に掲げる自己管理及び速やかな報告を要請する。

ア 体温等、体調の確認

イ 発熱などの症状がある場合には、担当役員書記への連絡及び自宅待機

ウ 以下のいずれかに該当する場合には、担当役員書記への連絡及び新型コロナウイルス感染症専用相談窓口(※)への問い合わせ

(ア) 体温 37.5 度以上の熱が 4 日以上継続した場合（解熱剤を飲み続けなければならない場合を含む）

(イ) 強いだるさや息苦しさがある場合

(ウ) 基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患（慢性閉塞性肺疾患など））がある方、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている方で、風邪の症状や 37.5 度以上の発熱、強いだるさや息苦しさは 2 日程度続く場合

エ 新型コロナウイルス感染症の検査の状況、診断結果等についての担当役員書記への速やかな報告

※新型コロナウイルス感染症専用相談窓口 電話番号一覧

機関名称	電話番号	受付時間
有明保健所	0968-72-2184	9時～19時
山鹿保健所	0968-44-4121	9時～19時
菊池保健所	0968-25-4138	9時～19時
阿蘇保健所	0967-24-9030	9時～19時
御船保健所	096-282-0016	9時～19時
宇城保健所	0964-32-1207	9時～19時
八代保健所	0965-33-3229	9時～19時
水俣保健所	0966-63-4104	9時～19時
人吉保健所	0966-22-3107	9時～19時
天草保健所	0969-23-0172	9時～19時
熊本市保健所	096-372-0705 096-364-3222	24時間対応

(2) 事務所内で、次に掲げる感染予防策を徹底する。

ア 出勤時、トイレ使用后、外出後の事務所入場時には手洗い、手指の消毒

イ 勤務中は原則、常時、マスクを着用すること。マスクが着用できない場合には 2 メートルを目安として適切な距離を保つこと。また、マスクがない時に咳をする場合にはティッシュ・ハンカチや袖等で口や鼻を被覆すること。

ウ 通常の清掃に加えて、水と洗剤を用いて特に机、キーボード、マウス、ドアノブ、

スイッチ、階段の手すり、テーブル、椅子、トイレの流水レバー、便座等人がよく触れるところの拭き取り清掃

## 2 患者発生時の患者、濃厚接触者への対応

### (1) 感染者発生時の把握と対応

ア 感染者が確認された場合、上長は、本部書記長及び書記次長の指示のもと、事務所の所在地を所管する保健所に報告し、対応について指導を受ける。また、他の書記局員等に、1に掲げる感染予防策を改めて周知徹底する。

### (2) 濃厚接触者の確定及び対応

ア 保健所の調査に協力し、感染拡大防止のため、速やかに濃厚接触者と見込まれる者を自宅に待機させる。

イ 保健所が濃厚接触者と確定した書記局員等に対し、必要に応じ PCR 検査（行政検査）の受検あるいは感染者との最終接触から 14 日間の健康観察を行う必要があることから、保健所の指示に従う。

ウ 濃厚接触者と確定された書記局員等に対し、発熱又は呼吸器症状（軽症の場合を含む。）を呈した場合には、保健所に連絡して PCR 検査（行政検査）を受検するよう促し、速やかにその結果を報告させる。

### ●「濃厚接触者」とは、「患者(確定)」が発病した日以降に接触した者のうち、次の範囲に該当する者

- ・ 新型コロナウイルス感染症が疑われる者と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
- ・ 適切な感染防護無しに新型コロナウイルス感染症が疑われる患者を診察、看護若しくは介護していた者
- ・ 新型コロナウイルス感染症が疑われる者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接接触した可能性が高い者
- ・ その他、手で触れること又は対面で会話することが可能な距離（目安として2メートル）で、必要な感染予防策なしで、「患者（確定例）」と接触があった者（患者の症状などから患者の感染性を総合的に判断する。）

「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査要領（暫定版）（国立感染症研究所感染症疫学センター令和2年3月12日版）」

## 3 施設設備等の消毒

(1) 保健所が必要と判断した場合には、感染者が勤務した区域の消毒を行う。

(2) 消毒は保健所の指示に従って実施することが望ましいが、緊急を要する場合には、感染者が勤務した区域のうち、手指が頻回に接触する箇所（ドアノブ、スイッチ類、手すり等）を中心に、アルコール（消毒用エタノール（70%））又は次亜塩素酸ナトリウム（0.05%以上）で拭き取り等を行う。

#### **4 業務の継続**

- (1) 濃厚接触者の確定状況等により、以下のいずれかの対応をとる
- ① 支部事務所を閉所し、事務所機能を本部または近隣支部に移行する
  - ② 支部事務所を引き続き開所し、濃厚接触者以外の書記局員等で業務を継続する。ただし、対面での窓口業務は原則、行わない（郵送、FAX、電話など）
- ※ ①、②いずれの場合も本部書記局員や支部書記局員等が必要に応じて支援に入り、対象支部の組合員に対し急を要する業務、簡易な業務について行う
- (2) その他必要なことは別途定める。